

# 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について

## 現状・背景

- ◆土砂の埋立て等の行為を規制する府域統一的なルールはない
- ◆府内における、500㎡以上の土砂の埋立て等の行為 約30件
  - ・土砂が無秩序に積み上げられる事案あり
- ◆豊能町木代において土砂崩落事故発生(H26.2.25)
  - ・民間の建設発生土受入地から土砂が崩落し、府道や農地に土砂がたい積
  - ・長期間にわたり、府道の通行止めや、農地の使用ができないことなど、その影響は大



### ◆既存法等による規制の現状

#### ○開発関係既存法

⇒ 法の適用区域においてのみ、災害の防止等の観点から一定の規制

- ・砂防法：砂防指定地における開発行為に対する許可
- ・森林法：森林区域における開発行為に対する許可（1ha未満は届出）
- ・宅造法：宅造工事規制区域内における宅造工事に対する許可

#### ○府内の市町村条例等

- ・独自条例：5市町（河内長野市、富田林市、柏原市、和泉市、岬町）

⇒ 住民の生活環境の保全や安全確保の観点から、一定規模以上の土砂埋立て等の行為者は、あらかじめ許可を受けることを義務づけ

- ・要綱：7市町村  
（堺市、茨木市、大阪狭山市、羽曳野市、河南町、太子町、千早赤阪村）

#### ○他都府県の条例

- ・市町村条例と連携し、17府県が、独自条例制定。5都県が自然保護条例や県土保全条例等で規制

## 課題

- ◆土砂の埋立て等の行為の安全確保を主目的とする法・条例がなく、効果的な規制指導が困難
- ◆埋立て等の行為地の周辺住民からは、土砂の搬入元や性状が不明であることから、生活環境への影響を不安視する声あり

## 検討内容

- ◆土砂の崩落事故等を受け、土砂の埋立て等の行為による災害の発生を防止し、府民の安全・安心を確保するため、大阪府における今後の土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について検討。

### ▶主な論点

- \* 条例化の目的（住民の安全の確保、生活環境保全等）
- \* 規制対象
  - ・地域（府内全域、もしくは必要最小限の地域指定）
  - ・面積（他府県は2000㎡～5000㎡以上）
  - ・対象者（埋立て等の事業者のみか、土地所有者にも一定の責務・義務を課すか）
- \* 市町村との役割分担（条例設置市町とのすみ分けなど）
- \* 実効性の確保（効果的に不適正な埋立て等を防止するため、どのような規制内容を盛り込むべきか。また、規制を遵守させるための担保措置をどうするか）

### ※想定される規制の内容

目的	規制内容
適正な埋立て	埋立て行為の許可制
安全確保	構造基準遵守、施工状況の把握・報告
土砂の搬入元の把握	建設工事現場ごとに土砂発生量や搬出先を報告、埋立て事業者が土砂の搬入元を報告
汚染のおそれのある土砂の搬入禁止	土砂の搬入元ごとに土壌調査・報告、埋立て行為地において定期的に土壌、水質調査・報告

（他自治体の条例で盛り込まれている主な内容を抽出）

### ◆今後のスケジュール（案）

#### 2014年

6月 環境審議会 諮問

「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会」において  
審議・検討 3～4回

9月 環境審議会から答申

以降 条例案作成、パブリックコメント実施、府議会へ条例案提出